

岩手県告示第 853 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により、法第 3 条第 1 項の許可を次のとおり取り消した。

平成 19 年 12 月 18 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 12 月 3 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 中村建設
 - イ 主たる営業所の所在地 一関市東山町田河津字丸木 56 番地 2
 - ウ 代表者の氏名 中村福雄
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第 5778 号
 - (3) 処分の内容 ほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 11 月 29 日付けでは装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 11 月 26 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 山昭工務店
 - イ 主たる営業所の所在地 下閉伊郡田野畑村和野 572 番地
 - ウ 代表者の氏名 畠山敏昭
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-19）第 5812 号
 - (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 11 月 22 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 10 月 31 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 興和住宅株式会社
 - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市山王町 7 番 29 号
 - ウ 代表者の氏名 小川則夫
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第 6109 号
 - (3) 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 10 月 30 日付けで建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成 19 年 11 月 12 日
 - (2) 処分を受けた者
 - ア 商号又は名称 株式会社マルタツ
 - イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字砂森 1 番地 28
 - ウ 代表者の氏名 熊谷勉
 - エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第 7703 号
 - (3) 処分の内容 鉄筋工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 - (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 11 月 9 日付けで鉄筋工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項

第4号に該当する。

5(1) 処分をした年月日 平成19年11月15日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 下館建設株式会社

イ 主たる営業所の所在地 久慈市大川目町第6地割16番地2

ウ 代表者の氏名 下館康見

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-17)第7714号

(3) 処分の内容 造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成19年11月15日付けで造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

6(1) 処分をした年月日 平成19年12月4日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 佐々一建築

イ 主たる営業所の所在地 釜石市甲子町第7地割189番地1

ウ 代表者の氏名 佐々木一郎

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第7779号

(3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成19年11月30日付けで、建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

7(1) 処分をした年月日 平成19年11月12日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社ハンナホーム

イ 主たる営業所の所在地 久慈市大川目町第16地割4番地2

ウ 代表者の氏名 繁名正人

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-14)第8276号

(3) 処分の内容 大工工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成19年11月12日付けで大工工事業、屋根工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

8(1) 処分をした年月日 平成19年10月30日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社小屋場建設

イ 主たる営業所の所在地 花巻市金矢4地割60番地

ウ 代表者の氏名 高橋義美

エ 許可番号 岩手県知事許可(般-18)第9688号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成19年10月24日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、ほ装工事業、内装仕上工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第29条第1項第4号に該当する。

9(1) 処分をした年月日 平成19年11月2日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 有限会社日野杉保温
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市東中野町 13 番 23 号
- ウ 代表者の氏名 日野杉賢治
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-17）第 20081 号

(3) 処分の内容 熱絶縁工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 11 月 1 日付けで熱絶縁工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成 19 年 11 月 27 日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 株式会社斜面防災センター
- イ 主たる営業所の所在地 盛岡市菜園一丁目 3 番 6 号
- ウ 代表者の氏名 西田尚仁
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-18）第 20177 号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 11 月 26 日付けで土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成 19 年 11 月 6 日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 有限会社高橋工業
- イ 主たる営業所の所在地 奥州市水沢区字桜屋敷 36 番地 12
- ウ 代表者の氏名 高橋晃
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-16）第 60101 号

(3) 処分の内容 土木工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 11 月 5 日付けで土木工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 平成 19 年 11 月 19 日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 株式会社アスピーア
- イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字永沢 62 番地 5
- ウ 代表者の氏名 増田功
- エ 許可番号 岩手県知事許可（般-16）第 90007 号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 11 月 16 日付けで土木工事業、建築工事業、大工工事業及びとび・土工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

13(1) 処分をした年月日 平成 19 年 11 月 12 日

(2) 処分を受けた者

- ア 商号又は名称 株式会社マルタツ
- イ 主たる営業所の所在地 大船渡市大船渡町字砂森 1 番地 28
- ウ 代表者の氏名 熊谷勉

エ 許可番号 岩手県知事許可（特一17）第 7703 号

- (3) 処分の内容 左官工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成 19 年 11 月 9 日付けで左官工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。